

変更点について 冊子「学校・福祉連携の手引～気づく、つなぐ、支える～」

・2 ページ

令和 7 年度より島根県教育庁人権同和教育課がSSW事業を担当しています。

**【参考】SSWの相談の流れ**

**【公立小中学校】** 校長 → 市町村教育委員会担当課  
※詳しくは、各市町村担当者へ確認してください。

**【県立学校】** 校長 → 島根県教育庁 ~~教育指導課~~ ~~子ども安全支援室~~  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 ~~0852-22-8881~~ ~~8885~~

※まず、管理職から電話にてご相談ください。協議を行い、派遣の可否を決定します。  
※その後、申請様式に基づいて、要請してください。  
※SSWの支援は、要請を受け、関係者（管理職、生徒指導担当、担任等）から状況を聞き取ることから始まります。

(「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために」より)

**人権同和教育課**  
**0852-22-5432**

・17ページ

令和 7 年度より(島根県)連絡調整員の業務内容を県任用 SSW が担っています。

⑬	<b>(島根県) 連絡調整員</b> (概要) ・中学校等卒業直後、または高等学校等中途退学直後に、就職や進学等をしておらず、どこにもつながっていない人について、関係機関等との連絡調整を行う (支援) ・対象者の希望を把握し、関係機関とつなぐ
---	---